

○山梨県交通巡視員の服制に関する訓令の解釈及び運用要領の制定について

〔 令和 7 年 7 月 2 2 日 〕
〔 例規甲（務装）第 7 3 号 〕

山梨県交通巡視員の服制に関する訓令の解釈及び運用要領

第 1 目的

この要領は、山梨県交通巡視員の服制に関する訓令（平成 6 年山梨県警察本部訓令第 2 3 号）の解釈及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 服制の遵守及び端正な服装の保持（第 2 条関係）

服制の遵守及び端正な服装の保持及び服装の斉一を期するための規定を設けた。

第 3 服制（第 3 条関係）

交通巡視員の服装及び装備品の制式については、交通巡視員の服制に関する規則（昭和 4 5 年国家公安委員会規則第 7 号）等に基づき必要な制式を規定したものである。

第 4 服装等（第 4 条関係）

- 1 交通巡視員が勤務中において着用すべき被服及び着装すべき装備品を定めたものである。
- 2 交通巡視員の被服の着用並びに装備品の着装及び携帯要領等は、次のとおりとし、斉一を期すること。

(1) 交通巡視員に貸与する警察手帳

警察手帳規則（昭和 2 9 年国家公安委員会規則第 4 号）の定めるところによる。警察手帳の携帯方法については、警察手帳のひもの末端を、冬服、合服及び活動服の着用時は、上衣の左腰部ポケット、夏服の着用時は、ベストの左腰部ポケット（ベストを着用していない場合にあっては、ズボンの前面左のポケット）に取り付けられている警察手帳止め用ループ又はボタンに結束し、当該ポケットに収納して携帯する。

(2) 夏服上衣

夏服上衣は、長袖及び半袖の 2 種類があり、いずれを着用しても支障はないが、勤務の性質上必要があるときは、本部長又は所属長がいずれかを指定して着用させることができるものとする。

(3) 制帽又は活動帽

活動帽の着用は、活動服の着用（第5条）に定められた場合を基準とし、制服を着用するときは、制帽の着用を原則とする。また、着用する際は、記章を正面に向けて正しくかぶり、極端なあみだかぶりや横かぶりはしないこと。

(4) 交通巡視員章及び識別章

ア 制服、活動服及び制服用ワイシャツの場合は、左胸ポケットの蓋の中央を中心にして、蓋の上部に沿って着装する。

なお、着装要領は、図（1）のとおりとする。

イ ベストの場合は、左胸ポケットの中央を中心にポケット口の上部に着装する。

なお、着装要領は、図（2）のとおりとする。

ウ 防寒服第一種（コート型）の場合は、前身頃の飾りボタンの外側と交通巡視員章の内側を結ぶ線が垂直で、第一飾りボタンの中心から交通巡視員章の日章の中心までの間が6センチメートルの位置に着装する。

なお、着装要領は、図（3）のとおりとする。

エ 防寒服第二種（ジャンパー型）の場合の着装要領は、図（4）のとおりとする。

オ 識別章の番号標の表面には、アルファベット2文字及び数字3桁の識別番号を、裏面には、「山梨県警察」を黒色で表示する。識別番号は、アルファベットの一文字目を山梨県警察のイニシャルを表す「Y」、二文字目を巡視員のイニシャル「J」として表記し、数字3桁は、手帳番号を付けるものとする。

(5) 帽子雨覆い

帽子雨覆いは、雨雪時等制帽を保護する必要がある場合は着装することができる。

(6) 靴等

ア 靴は、短靴のほか長靴及び防寒靴を含むが、制服又は活動服の着用時には短靴を着用し、従事する活動や天候等により、個人の判断により長靴等を着用しても差し支えない。ただし、本部長又は所属長が指示した場合は、指示した靴を着用するものとする。

イ 靴下は、黒色又は濃紺色で無地のものを用いること。

なお、ストッキングは、肌色系のものとする。

(7) 警笛つりひも

警笛つりひもは、白色の肩つり式を着装するものとする。

なお、着装要領は、右肩章の下に一方の輪を通し、他方の末端に警笛を着装して、冬服、合服及び活動服の着用時は上衣の右腰部ポケットに、夏服着用時はベストの右腰部ポケット（ベストを着用していない場合にあっては、上衣の右胸部ポケット）に収納する。

(8) 交通腕章

常時、左腕に着装する。

第5 活動服の着用（第5条関係）

1 活動服の着用基準及び着用上の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 活動服を着用して従事できる活動

ア 警察署の日直勤務に従事する場合

イ 留置業務に従事する場合

ウ 交通取締用自動車（ミニパト）等に乗車し、又は警察用航空機に搭乗して交通指導取締り活動、広報活動等に従事する場合

エ デモ警備活動等に従事する場合

オ 自然災害（地震、風水害等）発生等により災害警備活動に従事する場合

カ 夜間における駐車違反取締り活動（レッカー移動等）に従事する場合

(2) (1) の場合を除き、交通巡視員が専ら国民に応接して行う活動に従事する場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイを着用した基本の服装により行うものとする。

第6 着用期間（第6条関係）

第1項で交通巡視員の被服の着用期間を定め、第2項で季節的条件等を勘案し、本部長はその着用期間を変更することができることとした。

第7 交通切符収納かばんの携帯（第7条関係）

交通切符収納かばんは、交通指導取締り等に従事する際に携帯する。

なお、左肩章の下に肩掛けバンドを通して左脇下に着装し、携帯する。

第8 服装の一部省略（第8条関係）

1 制帽及び活動帽の省略（第8条第1項関係）

室内で勤務するときは制帽及び活動帽の着用を免除する旨である。

2 ヘルメットの着用（第8条第2項関係）

制帽及び活動帽に代えてヘルメットを着用する場合とは、次のような場合をいう。

ア オートバイに乗車する場合

イ 交通取締り等に従事する場合

ウ その他所属長が、危険性が高いと認める活動に従事する場合

3 白色ワイシャツの着用（第8条第3項関係）

1 次の場合は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツを着用することができる。

ア 冬服上衣、合服上衣又は活動服を脱ぐことがない場合

イ 室内で勤務する場合は白色ワイシャツを着用できるが、室内で勤務する者が室外に出る場合は、冬服上衣、合服上衣又は活動服を着用するか、制服用ワイシャツを着用すること。

2 白色ワイシャツは、無地で織柄のないものとする。

4 冬服又は合服の上衣の省略（第8条第4項関係）冬服又は合服の着用時において、季節的条件により、制服用ワイシャツの上に上衣を着用しないで勤務できることとしたが、次の場合は上衣を着用するものとする。

ア 儀式、祭典その他儀礼的な場合

イ 部隊出動等で斉一を期する必要がある場合

ウ その他所属長が指示する場合

図 略